

# 「ねらわれる高齢者!!」

## ～高齢者の不安につけ込み高額商品を買わせる悪質業者～

高齢者は、収入・貯蓄や健康状態、生活スタイルが他の年代とは異なっていて、それが消費者トラブルを招きやすくする背景となっています。

総務省の「家計調査」によると、この年代は年金と貯蓄が生活資金となっていますが、年代が進むにつれて支出が収入を上回り、貯蓄を切り崩して生活しているということが見えてきます。

貯蓄が減っていき、健康や孤独などさまざまなことに不安が募る中、不安につけ込み、次のような商法で契約を迫るあやしい悪質業者には特に注意が必要です。

購入する場合は、書面を必ず受け取りましょう。また、契約後8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)<sup>(注1)</sup>ができるので、消費生活相談機関に相談しましょう。



### 高齢者をねらう主な商法

#### ◆催眠(SF)商法

空き店舗や駐車場などに設置した特設会場に人を閉じ込め、初めは卵やティッシュを無料で配り、高揚した雰囲気<sup>だんぷ</sup>で判断力を失わせ、高額な健康器具や健康食品、羽根布団、着物などを買わせる手口。買わないと会場から出られない怖い雰囲気が漂う。

▼  
「無料」「今だけ」「あなただけ」に惑わされず、警戒して疑いましょう。契約後8日以内なら、クーリング・オフ(契約解除)<sup>(注1)</sup>ができます。また磁気マットや布団類は「使用後」でも可能です。

#### ◆開運商法

路上で声をかけたり、家に訪ねてきたりして「最近身内で不幸がなかったか」「悩みはないか」と聞き、不運や先祖のたたりの話で脅<sup>おびやか</sup>します。開運や供養のためとって壺や印鑑、数珠などを高い値段で買わせます。

最近では、高額な数珠や石塔を買寄せた宗教法人が国から業務停止命令を受けた例もあります。

▼  
人の信仰心のすきを狙った犯罪です。契約後8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)<sup>(注1)</sup>ができます。

8日が過ぎてしまっても、クーリング・オフ(契約解除)<sup>(注1)</sup>ができることもあります。

※マルチ商法は契約後20日以内  
あきらめないで消費生活相談機関に相談しましょう。

#### (注1) クーリング・オフ(契約解除)

訪問販売や電話で強引な勧誘を受け契約したが、それを解除したい場合は、契約後8日以内なら一方的に契約を解除することができます。

書面(ハガキなど)には、契約日・商品(役務)名、契約金額・販売会社名などを記入し、コピー(控)をとり「簡易書留」で送ります。

#### ●消費生活相談機関

消費者ホットライン	☎0570-064-370
県民生活相談センター	☎277-1003
警察安全相談室	☎272-9110
役場環境経済課消費生活相談窓口	☎388-1301

(専門相談員による相談も行っています。<31ページ参照>)